



北潟湖 自然再生全体構想

— 北潟湖の恵みを再発見し、未来に遺そう —



北潟湖自然再生協議会

北潟湖の自然再生にむけて

平成25（2013）年の北潟湖自然再生連絡会、翌年（2014年）の北潟湖の自然再生に関する協議会の発足からの様々な活動の積み重ねを踏まえて平成30（2018）年11月24日に、自然再生推進法に基づく全国で26番目の北潟湖自然再生協議会が発足しました。

このたび、定めことになった北潟湖自然再生全体構想によって、北潟湖の歴史的変遷、湖とそれを取り巻く地域における自然環境及び文化社会的現状を整理し、北潟湖の豊かな自然と文化及び地域の課題を改めて認識することができると考えています。

これから、この全体構想を基礎として自然再生事業実施計画を策定していくことになります。北潟湖自然再生協議会には、様々な立場の団体・個人・行政機関に参加していただいている。自然再生の事業は、地球的な気候変動、少子高齢化などの日本社会における共通した課題、北潟湖を取り巻く地域的な課題など、複雑に入り混じった問題を多様な関係者が共通の場で議論し、実際の事業を通じてより良い方向を探していくことになります。

自然再生協議会の発足によって明るい未来が開けてくるというものではなく、まずは地域の皆さま方が北潟湖により深く関心を持ち試行錯誤を重ねながら、自分たちの将来像を議論し探していくことができる出発点に立ったというべきではないでしょうか？自然再生事業は、従来型のトップダウンによる事業ではなく、将来のありかたを自らが決めていくというプロセスでこそ実現できる事業です。したがって、わからない答えを探しながらの試行錯誤を重ねることになります。しかし、このような取り組みこそ、本当にわくわくすることだと思います。この活動に子どもたちを巻き込み、子どもたちに誇りを持って遺していくことのできる自然環境と人々のつながりのバトンをつないでいければと思います。より多くの皆さまのご参加とご支援をどうかよろしくお願ひします。

北潟湖自然再生協議会 会長
福井県立大学 名誉教授
青海 忠久



北潟湖自然再生協議会ができるまで…

平成25(2013) 年 2月 北潟湖自然再生連絡会 設置
平成26(2014) 年 3月 北潟湖の自然再生に関する協議会 設立
平成30(2018) 年 6月 北潟湖自然再生協議会（仮称）準備会 発足
平成30(2018) 年11月 北潟湖自然再生協議会 設立

* 北潟湖の自然再生に関する協議会
…北潟湖自然再生協議会の前身となる協議会。年3~6回の会議、運営委員会を年3~6回の会議、アンケート調査、フォーラムの開催、ニュースレターの発行など活動



北潟湖自然再生協議会プロフィール

北潟湖自然再生協議会は“北潟湖の恵みを再発見し、未来に遺そう”をキヤッチフレーズに、自然、文化、歴史、産業振興、環境教育の推進をみんなの力をあわせて実施する法定協議会です。

- 設立：平成30(2018) 年11月24日
- 構成：市民、各種団体、研究者、行政等



* この自然再生協議会は、自然再生推進法に基づく法定協議会として全国で26番目の設置となります。

北潟湖の特徴

北潟湖は、あわら市の北部に位置し、面積2.14km²、周囲14.0km、平均水深2.5mで、福井県内では水月湖、三方湖に次いで3番目に大きな湖です。湖は、越前加賀海岸国定公園に含まれるほか、日本の重要湿地500（平成13（2001）年）、生物多様性保全上重要な里地里山（平成27（2015）年）に選定されるなど、北潟湖が持つ景観の美しさ、そして、自然そのものの豊かさと、人と自然の関わりが生み出した自然の姿の重要性が高く評価されています。

北潟湖は、生息する魚類が豊富で、それらを餌とするタカ類や、多くのカモ類の越冬地となっています。さらに、北潟湖とその周辺の谷津は、多くの希少なトンボ類や水生昆虫が生息するホットスポットでもあります。

しかし、北潟湖では、湖内にはブルーギル、湖辺ではアカミミガメやウシガエル、オオキンケイギク等の侵略的な外来種が生息・生育し、北潟湖と周辺地域の生態系を大きく変えてしまうだけでなく、北潟湖の漁業資源を脅かしています。



◆水鳥の宝庫。北潟湖



オジロワシ
コハクチョウ
ヨシガモ
オグマサナエ

◆希少なトンボが生息する谷津



トラフトンボ
アオヤンマ

◆貴重な自然の宝庫 “赤尾湿地”

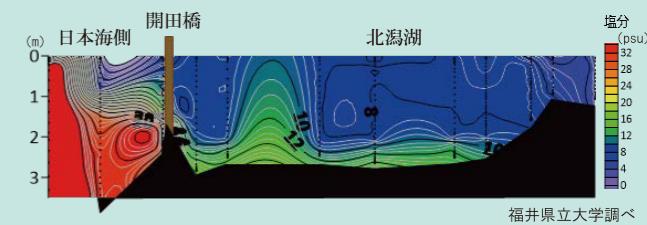


ヨシが広がる赤尾湿地
オオマルバノホロシ

◆開田橋の水門ゲート

北潟湖の水は、その最下流部に設けられた“開田橋（水門ゲート）”によって日本海から流れ込む海水が制御されています。塩分濃度の高低は、水中にすむ生きものにとって大きな影響を及ぼします。目標とする生態系の姿、利活用の方向性をしっかり議論しながら水門管理をする必要があることを示しています。

◆塩分濃度計測結果（平成29（2017）年9月16日）



自然再生の対象となる区域

北潟湖自然再生全体構想の対象区域は、北潟湖流域及びその周辺地域としています。対象とする区域は、北潟湖の集水域や、地域のつながりなどを考慮しながら北潟湖の周辺地域を広く含めて設定しています。



北潟湖の恵みを再発見し、 未来に遺そう

北潟湖自然再生
「5つの柱」と「17の目標」



北潟湖の美しい環境を取り戻し、本来もつすべきらしい自然を再生させ、さらに地域資源を再発見することにより、北潟湖及び周辺地域において、自然と共生する豊かな地域づくりを皆の力をあわせて実現します。



目標4：
話し合いに基づく水環境管理



目標14：
北潟湖の現状をよりよく知る



目標13：
北潟国有林の利活用推進

目標15：
環境教育(学習)活動の
参加経験

目標16：
自然・歴史・文化を活用した環境学習



方針1. 水環境の検討と管理の推進

北潟湖に関わる様々な主体の意見を調整し、利水目的と科学的な知見を踏まえて、塩分濃度を含む北潟湖の水質の独自目標を設定し、水質の改善や生きもの豊かな湖水管理を進める。

- 目標1：誰もが泳ぎ遊びたくなる北潟湖の水環境
- 目標2：かつてのような、透明度の高い“美しい”と感じる水環境
- 目標3：カヌーで遊んでもにおいや色が気にならない湖水
- 目標4：関係者の話し合い・合意に基づく水環境管理の仕組みづくりと継続

方針2. 生物多様性の保全・再生

北潟湖と周辺地域における絶滅危惧種や多様な生きものを育む生息環境の再生（水草が生える水辺移行帯の再生、適度な里地里山管理など）、侵略的な外来種の駆除などを進め、地域の生物多様性を保全・再生する。

- 目標5：食物連鎖の頂点に君臨するオジロワシが舞う生態系の保全・再生
- 目標6：多様な生物を育む水辺移行帯の保全・再生
- 目標7：北潟湖と周辺に広がる谷津での絶滅危惧種の保全・再生
- 目標8：外来種に対する意識向上と積極的な駆除

方針3. 湖の伝統文化・産業の保全・再生

湖と周辺の水田とのつながりの再生や湖岸の再生によって、有用魚種（コイ・フナ・シジミなど）を育成し、湖魚の食文化と漁業等伝統文化・産業を持続させる。

- 目標9：北潟湖での漁業の継続
- 目標10：フナやコイ、シジミなどの魚介類の安定した漁獲

方針4. 湖の新たな活用と地域経済への貢献

豊かな自然と伝統文化等の地域資源を活用し、北潟湖と周辺地域の多様な主体の連携によるエコツーリズム、グリーンツーリズム等の新たな活用を掘り起こし、湖の賢明な利用を推進しながら地域経済にも貢献する。

- 目標11：北潟湖と周辺地域が一体となったエコ・グリーンツアーアの定例開催
- 目標12：新幹線駅・芦原温泉などと連携した北潟湖の観光地として利用
- 目標13：北潟国有林の利活用の推進

方針5. 環境教育(学習)の推進

市民参加型のワークショップを軸にした意見交換会の実施や地元の小中学生などに対する環境教育(学習)を推進する。また、子どもから大人まで、世代を超えて皆が連携し、自然再生と地域づくりを推進するため、北潟湖の自然と文化を活かした環境教育(学習)を推進する。

- 目標14：身近にある北潟湖の現状をより深く理解
- 目標15：北潟湖周辺の全小中学生が北潟湖での環境教育(学習)活動の参加を経験
- 目標16：地域活動で北潟湖の自然・歴史・文化を活用した環境学習を実施
- 目標17：アクセスしやすい北潟湖に関する様々な情報の整備と維持

北潟湖自然再生協議会規約

(設置)
第1条 自然再生推進法(平成14年法律第148号)第8条に規定する自然再生協議会を設置する。

(名称)
第2条 この自然再生協議会は、北潟湖自然再生協議会(以下「協議会」と称する。)という。

(対象区域)
第3条 協議会で検討する自然再生の対象区域は、北潟湖流域およびその周辺地域とする。

(目的)
第4条 対象区域の自然再生を推進するため、必要となる事項の協議を行うことを目的とする。

(所掌事務)
第5条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1)自然再生全体構想の作成
- (2)自然再生事業実施計画の作成
- (3)自然再生事業の実施および、そのための連絡調整
- (4)その他必要な事項

(構成)
第6条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1)自然再生事業を実施しようとする者および団体
- (2)自然環境に関し専門的知識を有する者
- (3)関係行政機関および行政区
- (4)協議事項との関わりが深く協議会に出席が必要とされる者は、第12条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得て、オブザーバーとして協議会に参加することができる。
- (5)委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、設置当初の委員の任期は、本規約の施行の日から2020年3月31日までとする。
- (途中参加委員)
第7条 前条第1項に定める委員からの推薦があり、第12条に規定する協議会の会議の出席委員の合意が得られた場合に、委員となることができる。
- 2 新たに委員となろうとする者が、第15条に規定する運営事務局に委員となりたい旨の意思表示を行い、第12条に規定する協議会の会議の出席委員の合意が得られた場合に、委員となることができる。
- 3 前項の規定により途中参加する委員の任期は、前条第3項に規定する委員の残任期間とする。
- (委員資格の喪失)
第8条 委員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

 - (1)辞任
 - (2)死亡、失踪の宣告
 - (3)委員が属する団体または法人の解散
 - (4)解任
 - (辞任および解任)
第9条 辞任しようとする者は、第15条に規定する運営事務局に書面をもって連絡しなければならない。
 - 2 協議会の目的もしくは自然再生推進法および自然再生推進法に規定する自然再生基本方針に反する行為があった場合または協議会の運営に著しい支障をきたす場合、第12条に規定する協議会の会議の出席委員の過半数で議決し、委員を解任することができる。
 - 3 解任されようとする者には第12条に規定する協議会の会議にて、議決する前に、弁明する機会を与えなければならない。ただし、解任されようとする者が協議会に出席しない場合はその限りではない。
 - (会長および副会長)
第10条 協議会に会長1名および副会長2名を置き、委員の互選によりこれを定める。
 - 2 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
 - 3 副会長は会長を補佐し、必要に応じ会長の職務を代理する。
 - (顧問)
第11条 協議会に若干名の顧問を置くことができる。
 - 2 顧問は、委員会に出席し、意見を述べることができる。
 - 3 顧問の任期は2年とし、再任することができる。
 - (協議会の会議)
第12条 協議会の会議は、会長が召集する。
 - 2 協議会の会議の議長は、会長がこれにあたる。
 - 3 会長は、協議会の会議の進行に際して専門的知識を有する者等の意見を聴取することを必要と認める場合、協議会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。
 - 4 協議会は、会長が協議会の会議の進行に際して専門的協議を必要と認める場合、または第6条に規定する協議会の委員より専門的協議の発議があり、第1項に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得た場合、第17条に規定する細則の定めにより、協議会の会議とは別に部会を設置し専門的協議を要請することができる。
 - (部会)
第13条 部会は、協議会から付託される専門的事項について協議し、協議結果等を第12条に規定する協議会の会議に報告する。
 - 2 協議会委員およびオブザーバーは部会に所属することができる。部



北潟湖自然再生協議会名簿

平成31(2019)年3月23日現在

研究者・有識者			団体		
氏名	所属等	団体名	役職	氏名	
1 青海 忠久	福井県立大学 名誉教授	1 芦原北潟土地改良区	理事長	長谷川 吉弘	
2 組頭 五十夫	日本野鳥の会福井県 副代表	2 あわら市エコ市民会議	会員	浅田 能成	
3 富永 修	福井県立大学 教授	3 あわら市エコ市民会議	会員	水口 勝治	
4 水口 亜樹	福井県立大学 准教授	4 あわら市力又一協会	理事長	上木 大輔	
		5 あわら市観光協会	事務局長	米田 誠	
		6 あわらの自然を愛する会	会長	河田 勝治	
		7 観音川を護る会	会長	内田 和夫	
		8 北潟漁業協同組合	組合長	辻下 義雄	
		9 北潟漁業協同組合	組合員	田端 和英	
		10 北潟生きもの応援隊	隊員	大西 五十二	
		11 花咲ふくい農業協同組合	営農指導員	杉野 弘尚	
		12 福井県土地改良事業団体連合会	事業部環境計画課長	佐々木 繁一	
		13 北潟公館館	館長	佐賀 繁次	
		14 吉崎公館館	館長	四方 政美	
		15 北潟区区長会	顧問	佐孝 幸一郎	
		16 北潟区区長会	参与	丸岡 栄一	
		17 北潟東区	区長	北浦 博憲	
		18 北潟東区	副区長	清水 一美	
		19 北潟西区	区長	川崎 進	
		20 北潟西区	副区長	古橋 照夫	
		21 赤尾区	区長	長谷川 正芳	
		22 富津区	区長	松本 昇	
		23 浜坂区	区長	堂野 實	
		24 細呂木区	区長	坂本 拓男	
		25 吉崎地区	区長会長	末富 攻	
オブザーバー			オブザーバー		
部署	役職	氏名	部署	役職	氏名
1 福井県安全環境部自然環境課	課長	佐々木 真二郎	1 環境省中部地方環境事務所	統括自然保護企画官	酒向 貴子
2 福井県自然保護センター	所長	松村 俊幸			
3 あわら市市民生活部	部長	杉本 季佳			
4 あわら市経済産業部	部長	後藤 重樹			
5 あわら市教育委員会	部長	糠見 敏弘			
事務局			事務局		
あわら市 市民生活部 生活環境課			あわら市 市民生活部 生活環境課		

北潟湖自然再生協議会運営細則

(部会の設置)
第1条 協議会に次の部会を設置する。

- (1)水と生きもの再生部会
- (2)伝統文化と地域経済振興部会
- (3)環境教育部会

(検討事項)
第2条 各部会では次の事項を検討する。

- (1)水と生きもの再生部会
水環境・生物多様性に関する事項
- (2)伝統文化と地域経済振興部会
伝統文化・産業及び地域経済(観光)に関する事項
- (3)環境教育部会
環境教育に関する事項

(部会事務局)
第3条 部会の会務を処理するために部会事務局を設ける。

- 2 部会事務局は次のとおりとする。
- (1)水と生きもの再生部会
福井県自然環境課及びあわら市生活環境課
- (2)伝統文化と地域経済振興部会
あわら市觀光商工課及びあわら市生活環境課
- (3)環境教育部会
あわら市生活環境課

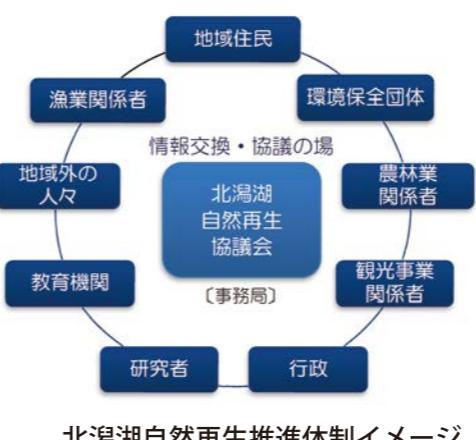
(部会事務局の所掌事務)
第4条 部会事務局は次に掲げる事務を行う。

- (1)部会の会議の運営
- (2)部会の会議の議事要旨の作成及び公開に関する事項
- (3)その他部会が付託する事項

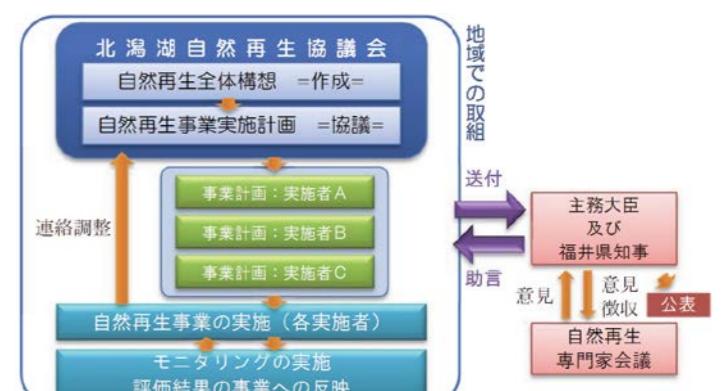
(細則改正)
第5条 この細則は、協議会規約第12条に規定する協議会の会議に出席した委員の合意を得た上で、会長が改正することができる。

附 則
この細則は、平成31(2019)年3月23日から施行する。

北潟湖自然再生協議会の組織体制と実施の流れ

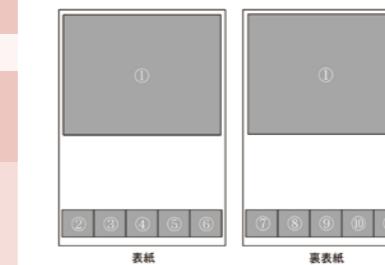


北潟湖自然再生推進体制イメージ



北潟湖自然再生事業実施イメージ

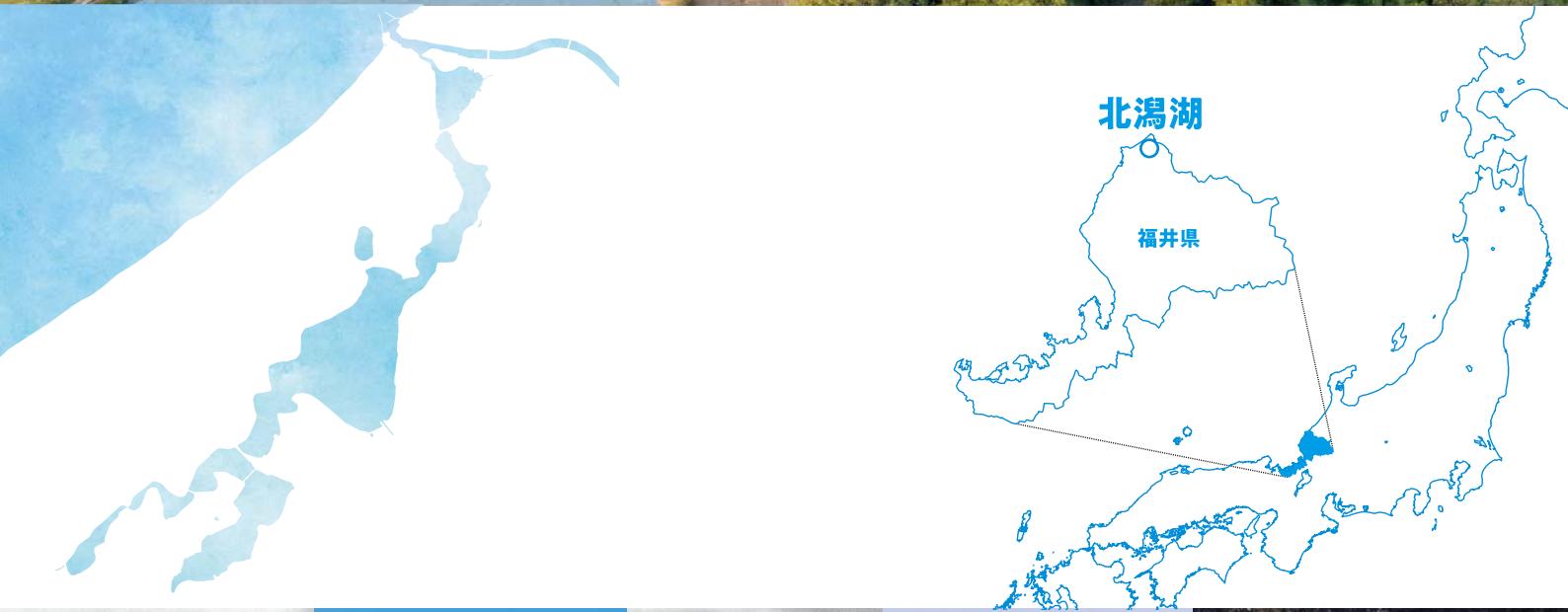
連絡先
北潟湖自然再生協議会
事務局 あわら市市民生活部生活環境課
福井県あわら市市姫3-1-1 TEL.0776-73-1221(代表)
北潟湖自然再生協議会ホームページ
<http://www.city.awara.lg.jp/mokuteki/life/life03/life009388.html>



- ①北潟湖の全景(北潟湖の上流側より河口方面を望む)②④
- ⑦⑨昭和40年代の北潟湖の風景 ③オグマサナエ ⑤ヨシガモ
- ⑥チョウトンボ ⑧オジロワシ ⑩ミサゴ ⑪コハクチョウ



この冊子に掲載した写真は、次の方々からご貸与いただきました(敬称略、五十音順)。
石井潤、大西五十二、河田勝治、組頭五十夫、齊藤貞幸、閑章人、竹嶋喜恵子、竹田直行、福田健、松村俊幸



平成31(2019)年3月発行